# まちづくり委員会資料

羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化の取組について

建設緑政局

# 羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化の取組について

# 1 「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」の概要

# (1)推進委員会設置の趣旨

国家戦略特別区域の目標を達成するためのプロジェクトの一環として、羽田空港周辺と京浜臨海部の連携強化の具体化を図っていくことが必要であり、国際拠点空港としての羽田空港を活用しつつ、下記に示す①から③の項目を進める具体策について、国・地方の関係機関による必要な協議・調整等を行う場として推進委員会が設置された。

- ①先端医療技術とものづくり技術との医工連携の推進
- ②国際的な研究・交流・商取引を促進するための土地利用
- ③周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラ整備等

### (2) 推進委員会の構成

座 長 内閣総理大臣補佐官

副座長 内閣府地方創生推進事務局長

委 員 関係省庁局長等及び関係地方支分部局長

東京都副知事、大田区副区長、神奈川県副知事、横浜市副市長、川崎市副市長

### (3) 検討体制

具体策の検討に向け、推進委員会の下に、まちづくり分科会及び地域産業活性化分科会の2つの分科会が設置された。

羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会

(座長 内閣総理大臣補佐官)

## まちづくり分科会

(座長 国土交通省大臣官房技術審議官)

#### 地域産業活性化分科会

(座長 経済産業省大臣官房審議官(地域経済担当))

### 2 経過

〇平成26年9月 8日:国主催の「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」(以下、「推進委員

会」という)が発足、第1回推進委員会が開催

〇平成27年5月18日:第2回推進委員会の開催

〇平成28年4月13日:第3回推進委員会の開催

# 3 「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」での確認・合意事項

# (1) 第1回推進委員会(平成26年9月8日)【参考資料3】

・委員会の設置趣旨を共有するとともに、川崎市・大田区から成長戦略拠点の形成に向けた取組や考え方を報告した。

### ○川崎市のプレゼンテーション要旨

・空港との近接性を活かした拠点形成が進展している殿町地区と、羽田空港周辺との連携強化による相乗効果で、国際競争力の強化を図る など

#### 〇大田区のプレゼンテーション要旨

・空港跡地(第1ゾーン)に産業交流施設を整備し、新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業育成を目指す など

## (2) 第2回推進委員会(平成27年5月18日)【参考資料3】

- ・羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化(目指す姿)の方針を定めるとともに、国・地方の関係機関が協力して取り組む内容が示され、確認された。
- ① 羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化(目指す姿)について (抜粋)

### 〇目指す姿

国家戦略特区における東京圏のビジネス機能を支える成長戦略拠点を形成

#### 〇目標

- ・世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める 国際的なビジネス拠点を形成するとともに、ライフサイエンス分野等におけるイノベーションを通 じ、国際競争力のある新事業を創出
- ・東京圏の重要なエリアである羽田空港跡地地区(第1ゾーン及び第2ゾーン)と殿町地区の連携を 強化し、2020年に向けて成長戦略拠点の形成を目指す

### ② 羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化の取組について (抜粋)

### ○殿町地区の整備について

・2016年度(平成28年度)に地区内の施設整備を概成し、2020年(平成32年)に向けて、世界的なイノベーション創出拠点の形成を目指す。

### ○連絡道路について

- ・連絡道路については、羽田空港跡地地区と殿町地区の中央部に、両地区を結ぶ新たな橋梁(2車線) として、測量や構造の設計、環境影響についての調査など整備に向けた検討の深度化を図る。
- ・取組に当たっては、多摩川における渡河部の一般ルールを基本に、東京都、川崎市及び国土交通省 航空局が協力し、2020年(平成32年)を目指した成長戦略拠点の形成を支えるインフラとし て事業の実現を目指す。 神奈川県は、川崎市の取組に対する必要な支援を行う。

### (3) 第3回推進委員会(平成28年4月13日)

・第2回推進委員会での合意事項及びその後の進捗を踏まえ、成長戦略拠点の形成に向けた各地区の取組内容や、それを支える連絡道路や国道357号の整備に向けて必要な取組がまとめられ、確認された。

【資料2】

### (4) 第3回推進委員会を踏まえた連絡道路の整備に向けた本市の今後の取組

- ・東京都、国土交通省航空局との役割分担に基づく整備の推進(協定締結等)
- ・整備に向けた手続きの実施(都市計画決定に向けた手続き、川崎市環境影響評価に関する条例第74条に 基づく自主的な環境影響評価等の手続きなど)



### 第3回 羽田空港周辺·京浜臨海部連携強化推進委員会 議事次第

平成 28 年 4 月 13 日(水) 16 時 00 分~17 時 00 分 内閣府本府3階特別会議室

- 1. 開会
- 2. 羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化について
- 3. その他
- 4. 閉会

### [配布資料]

資料1 :羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会 名簿

資料2 :「羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化の取組について」(平成27年5

月18日)に基づく取組の推進について(案)

資料 1

羽田空港周辺 · 京浜臨海部連携強化推進委員会 名簿

座長 和泉 洋人 (内閣総理大臣補佐官)

副座長 佐々木 基 (内閣府地方創生推進事務局長)

委員 增田 義一 (內閣府知的財産戦略推進事務局次長)

伊藤 洋一 (文部科学省科学技術・学術政策局長)

中岡 司 (文化庁次長)

神田 裕二 (厚生労働省医政局長)

中垣 英明 (厚生労働省医薬・生活衛生局長)

櫻庭 英悦 (農林水産省食料産業局長)

井内 摂男 (経済産業省地域経済産業審議官)

栗田 卓也 (国土交通省都市局長)

金尾 健司 (国土交通省水管理・国土保全局長)

森 昌文 (国土交通省道路局長)

藤田 耕三 (国土交通省鉄道局長)

菊地 身智雄(国土交通省港湾局長)

佐藤 善信 (国土交通省航空局長)

古澤 ゆり (観光庁審議官)

鍜治 克彦 (関東経済産業局長)

乙部 辰良 (関東財務局長)

石川 雄一 (関東地方整備局長)

安藤 立美 (東京都副知事)

幸田 昭一 (大田区副区長)

黒川 雅夫 (神奈川県副知事)

渡辺 巧教 (横浜市副市長)

三浦 淳 (川崎市副市長)

※ 厚生労働省の委員については、今後の協議の内容により変更の可能性あり。

### 資料2

平成28年4月13日 羽田空港周辺·京浜臨海部連携強化推進委員会

「羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化の取組について」(平成27年5月18日)に基づく 取組の推進について

「羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化の取組について」(平成27年5月18日)に基づき、関係する取組が着実に進捗しているところである。国及び地方公共団体の関係機関は、羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携を強化し、成長戦略拠点の形成を図るため、以下の通り、引き続き協力し取組を推進することとする。

#### ◇ 羽田空港跡地地区第1ゾーンの整備について

- ・大田区が中心となり土地区画整理事業の事業化に向けた検討が進められ、2016年(平成28年)2月に都市計画決定がなされたところである。今後は、2016年度(平成28年度)内の事業認可の取得に向けた調整を進める。
- -2020年(平成32年)の世界と地域をつなぐ新産業創造・発信拠点の形成に向け、先端産業分野のビジネスマッチング促進及びクールジャパン発信機能について、事業者公募等必要な取組を推進する。

### ◇ 羽田空港跡地地区第2ゾーンの整備について

・国土交通省航空局において、宿泊施設等の整備・運営を行う民間事業者の選定に係る公募手続きを開始したところである。今後は、2020年(平成32年)のまちづくりの概成に向け、本年6月の事業者決定に向けた公募手続きを進めるとともに、第2ゾーン整備の前提となる環状八号線の付け替え工事の2017年度(平成29年度)の完成を図るなど、引き続き必要な取組を推進する

#### ◇ 殿町地区の整備について

-2016年度(平成28年度)の地区内の施設整備の概成に向け、研究機関等の誘致が着実に進められているところである。今後は、産学官等が連携し持続的に地区内外のイノベーション活動を活性化する連携プラットフォームやマネジメント機能等の仕組みを構築するなど、2020年(平成32年)の世界的なイノベーション創出拠点の形成に向け、引き続き必要な取組を推進する。

#### ◇ 連絡道路について

- ・羽田空港跡地地区と殿町地区を結ぶ連絡道路となる橋梁について、架橋位置の計画条件及び施工条件を踏まえ、自然環境、景観などにも配慮し、構造形式の最有力案を選定したところである(別紙)。今後は、2020年(平成32年)を目指した成長戦略拠点の形成を支えるインフラとしての事業の実現に向け、環境への影響に配慮しつつ2016年度(平成28年度)内の都市計画の決定に向けた手続きを進めるなど、引き続き必要な取組を推進する。
- ・取組に当たっては、東京都、川崎市及び国土交通省航空局が協力し進めるとともに、神奈川県は、連絡道路の意義を踏まえ、既存の政令市への枠組みを超えた支援をすることとし、その内容については川崎市と調整を進める。

#### ◇ 特定都市再生緊急整備地域等について

- ・我が国の国際競争力の強化に向け、羽田空港周辺地域と京浜臨海部との連携強化のための民間都市開発や連絡道路をはじめとする関連公共施設の整備の推進を図るため、2016年度(平成28年度)内に、羽田空港跡地地区及び連絡道路等の区域について、川崎殿町・大師河原地域と一体となった都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定を目指す。
- ◇ 国道357号多摩川トンネルについて
- ・事業着手に向けて必要な調査・設計が終わったことから、2016年(平成28年)2月にトンネルエ 事に向けた現地での地質調査に着手したところである。引き続き、早期整備に向け、必要な取組 を推進する。



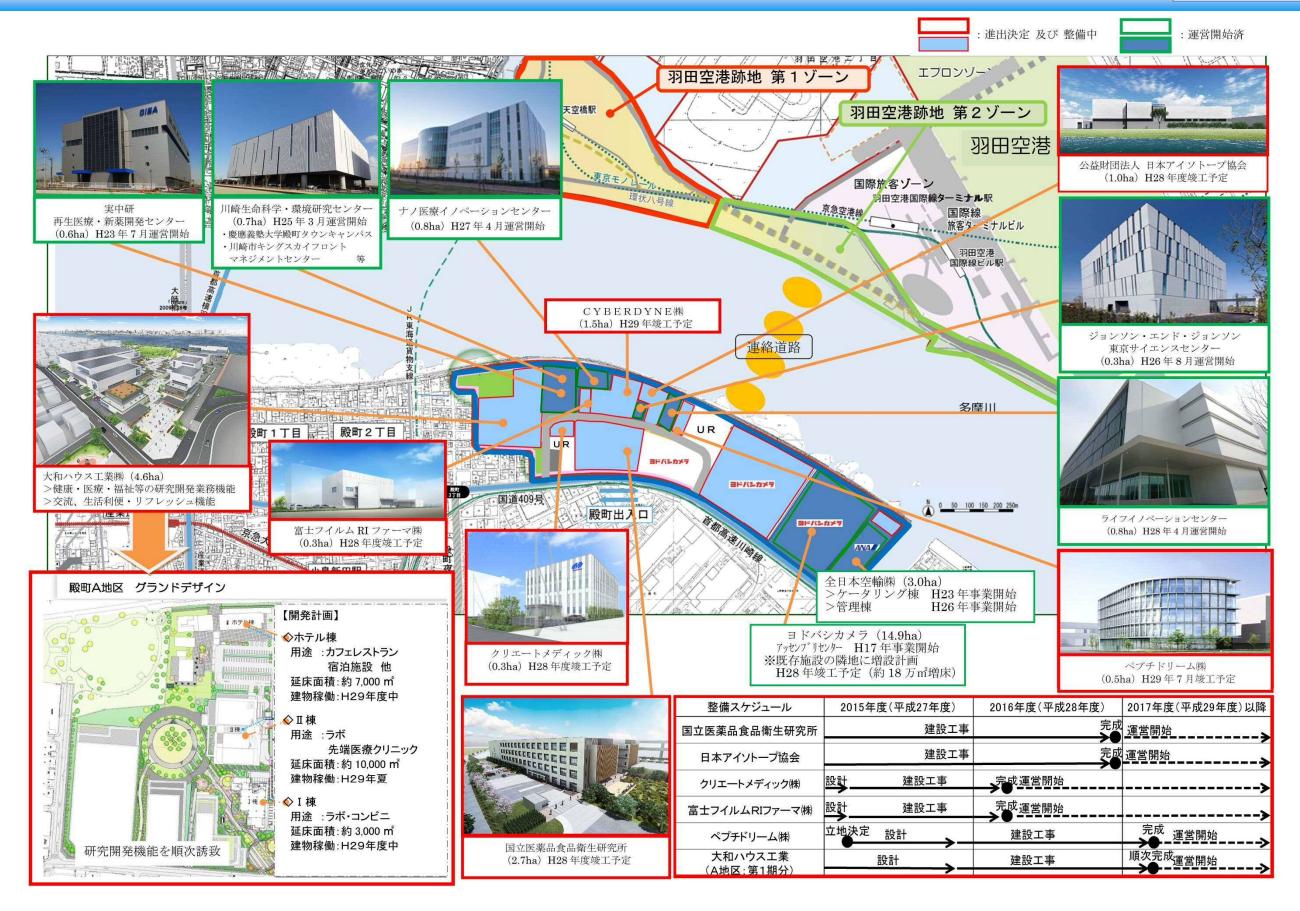
# ■ スケジュールイメージ

|               |             | 2015年度<br>(平成27年度) |             | 2016年度<br>(平成28年度) |          | 2017年度<br>(平成29年度) |       | 2018年度<br>(平成30年度) | 2019年度<br>(平成31年度) | 2020年度<br>(平成32年度) |       |
|---------------|-------------|--------------------|-------------|--------------------|----------|--------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------|
|               |             | 前期                 | 後期          | 前期                 | 後期       | 前期                 | 後期    |                    |                    |                    |       |
| 連絡道路          |             | 予備設訂               | ┼∙環境調査      | 都市計画               | ・契約手続き等  |                    |       | I                  | 事                  |                    |       |
| 国道357号多摩川トンネル |             | 調査・                | 設計          |                    |          | <b>5</b>           | 薄     |                    |                    |                    | ]<br> |
| 第一ゾーン         | 都市計画·基盤整備   | 整備方針  都市           | 市計画手続き・基本設計 | 事業認可手              | -続き・実施設計 |                    |       | 基盤整備工事             |                    |                    | 目指    |
|               | 建物整備        | 整備方針               | 事業手法等       | 事業:                | 者公募      |                    |       | 設計·建築工事            |                    | まちづくりの<br>概成       |       |
| 第二ゾーン         | 基盤整備・公募・建築等 |                    | 事業者公        | 募                  | 環状八号     | 象の付け               | 替え工事、 | 事業者設計•建築           |                    |                    |       |
| 殿町地区          | 施設整備·拠点形成   |                    | 整備工事        |                    | 施設整備の概成  |                    |       | 拠点形成 <i>σ</i>      | )取組推進              |                    |       |

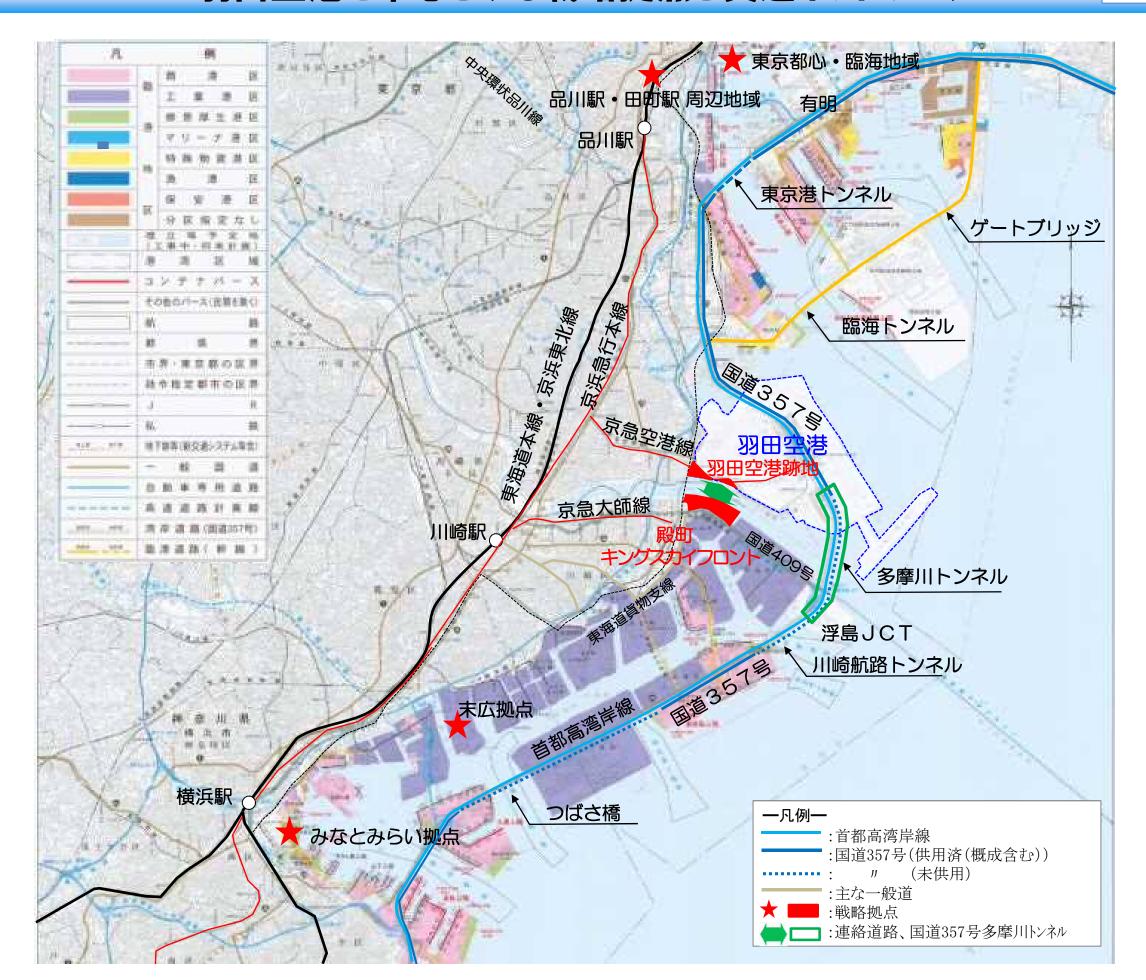
<sup>※</sup>本スケジュールは、現時点での想定であり、今後、情勢の変化等により変更となる場合があります。

# 参考資料1

# 羽田空港周辺の土地利用計画



# 羽田空港を中心とする戦略拠点と交通ネットワーク



# 第1・2回 羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会について

参考資料3

# ●第1回 推進委員会

委員会の設置趣旨を共有するとともに、川崎市・大田区から成長戦略拠点の形成に向けた取組や考え方を報告した。

### ○川崎市のプレゼンテーション(概要)

## 殿町地区と羽田空港跡地の連携強化の視点(川崎市の基本的な考え方)

(1) 産業の連携(医工連携など):目的(特徴を活かす)

イノベーションの創出、新市場・新技術・新事業・新商品などの創出、相互補完による相乗効果を発揮、医療・環境など世界的産業クラスターの形成

②拠点形成における機能分担:目的(世界的な戦略拠点を形成)

効果的・効率的な連携で一体的な拠点を形成、有機的な連携で拠点機能を向上、新事業などの創出環境を整備、機能分担により導入機能の拡充

③連携を支えるインフラの整備:目的(拠点の利便性・価値の向上)

拠点性・利便性を高める、様々な連携を支える、一体性を高める、エリアの価値を高める、 連絡道路:世界的な成長戦略拠点形成を支えるインフラ 国道357号:首都圏の国際競争力強化に資する広域的なネットワークを支えるインフラ

- ●世界的なイノベーションの戦略拠点形成
- ●羽田空港を中心としたエリアの価値向上
- ●東京圏(国家戦略特区)の価値・効果の向上の一翼

### 国際競争力の強化

### ○大田区のプレゼンテーション要旨(概要)

## 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

①ビジネスマッチング

地域と世界をつなぐ産業ハブ拠点の形成 (機能)研究開発、創業支援、ビジネス環境、技術革新

②クールジャパン発信

世界を惹きつける「和のおもてなしエントランス」の形 (機能)日本各地の文化を消費・体験、日本各地の物産の免税販売、訪日外国人向けインフォメーション



#### 広域交通ネットワークの形成

①京浜臨海部における道路ネットワークの整備

国道357号の延伸整備

②鉄道ネットワークの整備

新空港線の整備促進

# 羽田空港跡地に成長戦略拠点を形成

# ●第2回 推進委員会

羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化(目指す姿)の方針を定めるとともに、国・地方の関係機関が協力して取り組む内容が示され、確認された。

## ○羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化(目指す姿)(概要)

基本的な考え方

### (1)目指す姿

国家戦略特区における東京圏のビジネス機能を支える成長戦略拠点を形成

### (2) 目標

- ○世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を 集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、ライフサイエンス分野等におけるイノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出
- ○東京圏の重要なエリアである羽田空港跡地地区(第1ゾーン及び第2ゾーン)と殿町地区の 連携を強化し、成長戦略拠点を形成

### (3) 拠点形成の考え方

- ○羽田空港周辺・京浜臨海部の特長と強みを活かし、「ヒト・モノ・ビジネス」の交流促進 や連携強化を図ることにより、イノベーションを創出
- ○日本の魅力・強みを集め、世界を惹きつける「おもてなしエントランス」を形成

### 成長戦略拠点の形成に向けた2つの視点

### 1)ライフサイエンス分野等のイノベーション創出・新産業創造拠点

●連携強化による相乗効果で世界の研究者等が価値・魅力を感じ、集積する場

### 2)日本の魅力・強み発信拠点

●世界の来訪者を中心に、羽田空港との至近性を活かしたエリアで、 日本の魅力・強みを一体的に発信する場

### ○羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化の取組について(概要)

### ○基本的な取組方針

・「羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化(目指す姿)」を本地域の拠点形成に関する基本方針として、医工連携の推進、国際的な研究・交流・商取引の促進、必要となる都市・交通インフラ整備等に取り組む。

### ○第1ゾーンの整備(羽田空港跡地)

・大田区が中心となり土地区画整理事業の検討を進め、平成27年度に都市計画の決定、平成28年度に事業着手を行い、平成32年に向けて、新産業創造・発信拠点の形成を目指す。

### ○第2ゾーンの整備(羽田空港跡地)

・国土交通省航空局において、平成29年度に、環状八号線の付け替え工事の完成を図りつつ、 民間事業者による地区内の施設整備を進める。

#### ○殿町地区の整備

・平成28年度に地区内施設整備を概成、平成32年に向け、イノヘー・ション創出拠点の形成を目指す。

### ○連絡道路について

- ・羽田空港跡地地区と殿町地区の中央部に、新たな橋梁(2車線)として、検討の深度化を図る。
- ・多摩川における渡河部の一般ルールを基本に、東京都、川崎市及び国土交通省航空局が協力し、事業の実現を目指す。神奈川県は、川崎市の取組に対する必要な支援を行う。

#### ○国道357号多摩川トンネルについて

・事業着手に向けて必要な調査・設計が終わり次第、平成27年度内に事業着手する。

# 連絡道路の整備事業に関する基本協定について

# (仮称)連絡道路の整備事業に関する基本協定書

### ●基本協定について

川崎市、東京都及び国土交通省航空局が、連絡道路の整備事業に関する基本的事項について定めたものである(平成28年3月30日協定締結)。

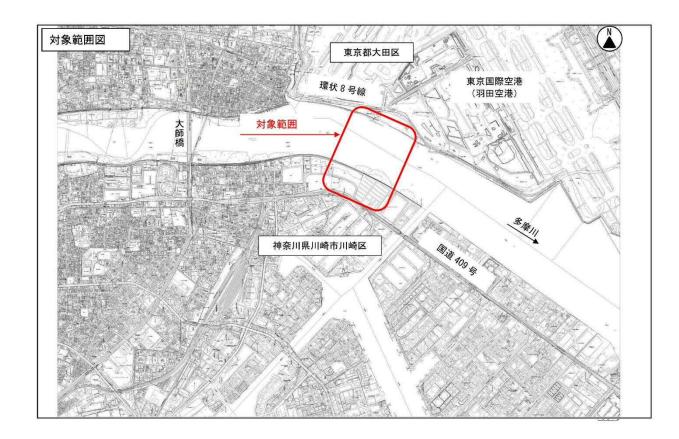
### 1. 事業箇所について

事業箇所は、神奈川側取付部、橋梁部、共用橋脚部、東京側取付部に区分する(右記模式図参照)。

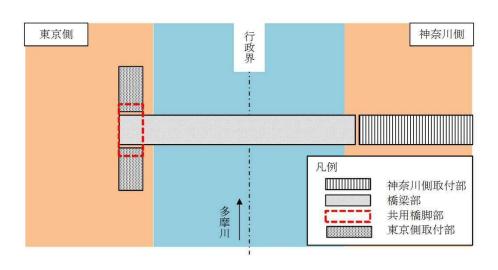
# 2. 協定の内容について

協定については、事業の施行者、工事の施工者、施工費用負担、施工負担割合、財産の帰属及び管理者などの役割分担を定めている(右記区分表参照)。

なお、共用橋脚部については、東京側取付部と橋梁部が接続する箇所であることから、 東京側取付部の事業の施工者となる国土交通省航空局と橋梁部の事業の施工者である 東京都と川崎市の3者で、今後負担割合などを協議する。



# 模式図(事業箇所)



区分表 (事業の施行者、工事の施工者、施工費用負担、施工負担割合、財産の帰属及び管理者)

| 事業箇所        | 事業の<br>施行者        | 工事の<br>施工者 | 施工<br>費用負担        | 施工<br>負担割合 | 財産の帰属  | 管理者                      |  |
|-------------|-------------------|------------|-------------------|------------|--------|--------------------------|--|
| 神奈川側<br>取付部 | 川崎市               | 川崎市        | 川崎市               | _          | 川崎市    | 川崎市                      |  |
| 橋梁部         | 川崎市東京都            | 川崎市        | 川崎市<br>東京都        | 折半         | 川崎市東京都 | 川崎市<br>東京都<br>(日常管理:川崎市) |  |
| 共用<br>橋脚部   | 川崎市<br>東京都<br>航空局 | 別途協議       | 川崎市<br>東京都<br>航空局 | 別途協議       | 別途協議   | 別途協議                     |  |
| 東京側<br>取付部  | 航空局               | 航空局        | 航空局               | _          | 航空局    | 航空局                      |  |



羽田空港側

※第3回「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」の資料より抜粋